

熊本市手数料条例の一部改正について

熊本市手数料条例の一部を次のように改正する。

熊本市長 大 西 一 史

熊本市手数料条例の一部を改正する条例

第1条 熊本市手数料条例(昭和25年告示第20号)の一部を次のように改正する。

第2条第10号を次のように改める。

(10) 通知カードの再交付 1件につき 500円

第2条 熊本市手数料条例の一部を次のように改正する。

第2条第9号及び第10号を次のように改める。

(9) 通知カードの再交付 1件につき 500円

(10) 個人番号カードの交付 1件につき 800円

附 則

1 この条例中第1条の規定は平成27年10月5日から、第2条の規定は平成28年1月1日から施行する。

2 第2条の規定による改正後の熊本市手数料条例第2条第10号の規定にかかわらず、当分の間、平成28年1月1日以後個人番号カードの交付を受けようとする者に対する最初の交付に係る手数料は、徴収しない。

(提出理由)

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)に規定する通知カードの再交付等に伴う手数料を新設する等のため、所要の改正を行う必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。